

季刊

労働おきなわ

2015 Spring

No.129



沖縄県商工労働部労働政策課

労働相談窓口

フリーダイヤル

0120-610-223

目次

◆ Relay Essay

公益財団法人介護労働安定センター

支部長 大島隆義…………… 1

◆ 平成26年度労働組合基礎調査結果の概要…………… 2

◆ 平成27年度前期技能検定受検の案内…………… 6

◆ 「平成27年度前期技能五輪沖縄県予選大会」
参加希望選手募集…………… 7

◆ ワーク・ライフ・バランス企業認証式…………… 8

◆ 職場適応訓練のご案内…………… 11

◆ 「働き方改革」の実現に向けた取組に関する要請…………… 12

◆ INFORMATION

・石綿による健康被害の救済について…………… 14

・公的職業訓練の受講について…………… 15

・パートタイム労働法の改正について…………… 16

・次世代育成支援対策推進法の改正について…………… 16

・労働条件通知書の書面交付について…………… 17

◆ 労働委員会だより…………… 18

◆ 労働相談…………… 19

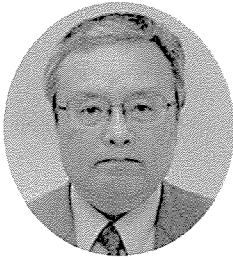
◆ 労働経済指標…………… 20



◀表紙の写真

伊江島ゆり祭り

毎年4月中旬からこどもの日まで開催されるゆりの祭典です。伊江島リリーフィールド公園に、日本の原種ユリの一つ「テッポウユリ」が100万輪咲き誇り、色鮮やかな世界のユリと青い空や海とのコントラストは最高です。



介護は「楽しくて」「深い」 ～みんなで高齢者福祉を盛り上げよう～

公益財団法人介護労働安定センター沖縄支部
支部長 大島 隆 義

仕事柄、これまで多くの介護事業所を訪ねました。その際出会えるスタッフの笑顔と利用者の笑顔にはいつも癒されます。「人間らしく生きる幸せを分けてもらっている。」「人生の大先輩と一緒に生きているという実感がある」と、こんな素敵な仕事なのに、介護現場は今人材不足に悩んでいます。

人材不足の要因に、高齢者の増加に見合う人材確保が進んでいないという問題が挙げられます。沖縄県の高齢化率は現在も20年後の推計でも全国最下位なので、あまり大きな問題として取り扱われない感があります。しかし高齢者の増加率は断トツ一位で、介護サービスの需要の増加に伴い、介護事業所は毎年県内で200箇所以上増えています。人材不足に対応するには、「ここでずっと頑張りたいと思える職場づくりを」進め、離職者を減らすとともに、需要の増加に見合う新たな人材を確保することが必要であり、いま介護現場における喫緊の課題です。

新たな人材の確保のためには、学生や求職者の方が、職業を選ぶときに、「自分も介護職をやりたい」と思っていたきたいのですが、決して人気のある仕事とは言えない状況にあります。福祉業界に携わっている自分たち自身の日々の行動や言動が、イメージを悪くさせているとの指摘もあります。それも一理あり、介護職に対する社会の評価を変えるには私たち関係者自身の意識を変えることから始めなければなりません。介護現場から、そして私たち関係者自身が介護の魅力を発信し、県民に届ける必要があります。そして真に魅力的なものになるには、「参入の促進」「資質の向上」「職場環境・処遇改善」が三位一体で進む必要があります。私はその3つの土台に介護の仕事への理解促進があると思っています。介護の「楽しさ」「深さ」を発信しながら、それにふさわしい職場環境、資質を目指さなければなりません。

—昨年、当センターで実施している介護労働講

習（6か月の訓練）を受けるある青年と知り合いました。介護は楽しいと言い切る「元ヤンキー」の彼は中学時代あまり学校に通っていなかったとのことでしたが、訓練は無遅刻無欠席でした。介護を選んだきっかけを聞くと「おじいちゃんっ子」だったからとのこと、介護に対するネガティブなイメージはありませんでした。訓練開始の頃は、模合で集まる昔のやんちゃ仲間から「どうしてお前が介護なの？」と不思議がられていたそうです。が、彼が楽しそうに訓練している姿に影響を受けたのか、何か月かすると、やんちゃ仲間が次々と「自分もやる」と、4名が福祉の道を歩み始めたそうです。

昨年11月11日、『～県民に魅力を、介護現場に勇気を～』と題した「介護の日」フェスティン沖縄が開催されました。そこで介護を学ぶ学生たちのキラキラと輝く表情にとっても感動し、また、学生が純粋に介護の魅力を発信している姿に励まされました。これらの経験は、「楽しくなれる介護（福祉）の魅力」を教えてくださいました。

人生の集大成となる大切な時間を、尊厳あるものとして幸せに暮らす現場を支えることが介護であり、とても素晴らしい仕事です。あたたかい心と高い専門性が求められるやりがいある仕事です。ある介護スタッフの言葉です。「たとえ罪を犯した人であっても、その人の人生の終末期に“俺の人生は悪いものではなかった”と自己肯定しながら終えていく、そんな人生にしてあげること。それが介護という仕事なのだ」と教えてもらいました。介護とは五感を使って心と体を看る仕事。人が人生を掛けるに値するすばらしい仕事だと実感しています。」

介護サービスの充実は、「雇用の創出」「経済効果」「介護離職の防止」「女性の社会進出」等々、これからの豊かな沖縄づくりにもつながっています。介護（福祉）をみんなで応援し育てていきましょう。

平成26年度労働組合基礎調査結果の概要

1 労働組合及び労働組合員の状況

平成26年6月30日現在における沖縄県の労働組合数は497組合、労働組合員数は58,034人で、前年に比べ、労働組合数は2組合の減(△0.4%)、労働組合員数は115人の減(△0.2%)となった。

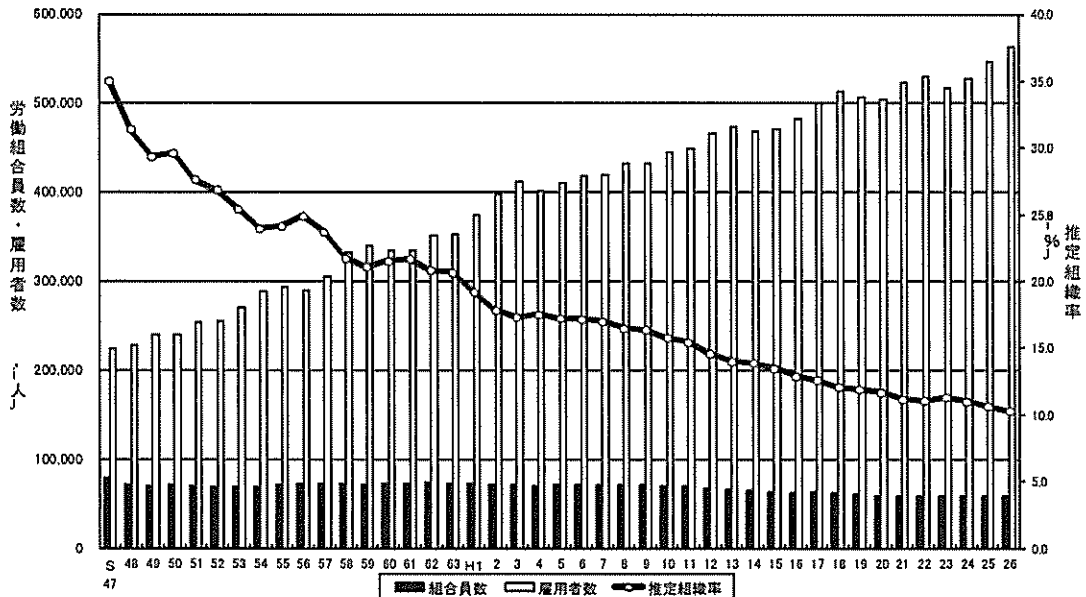
また、推定組織率は、10.3%となり、前年の10.6%から0.3ポイントの低下となった。(第1表、第1図)

第1表 労働組合数、労働組合員数及び推定組織率の推移

年	労働組合数	労働組合員数	雇用者数	推定組織率(%)	対前年増減数		対前年増減率(%)	
					組合数	組合員数	組合数	組合員数
H21	512	58,636	524,000	11.2	4	△394	0.8	△0.7
22	504	58,786	530,000	11.1	△8	150	△1.6	0.3
23	506	58,486	517,000	11.3	2	△300	0.4	△0.5
24	500	58,271	528,000	11.0	△6	△215	△1.2	△0.4
25	499	58,149	547,000	10.6	△1	△122	△0.2	△0.2
26	497	58,034	563,000	10.3	△2	△115	△0.4	△0.2

(注) 「雇用者数」は、「労働力調査」の各年6月分の数値である。

第1図 労働組合員数及び推定組織率の推移



2 産業別の状況

労働組合員数を産業別にみると、「公務」が最も多く、11,436人(全体の19.7%)、次いで、「卸売業、小売業」が6,016人(同10.4%)、「教育、学習支援業」が5,922人(同10.2%)、「サービス業」が5,921人(同10.2%)、「医療、福祉」が5,705人(同9.8%)、「金融業、保険業」が5,463人(同9.4%)の順となっている。

前年に比べ増加幅が大きかったのは、「宿泊業、飲食サービス業」の193人(25.1%)、次いで「情報通信業」の163人(6.8%)、「公務」の154人(1.4%)、逆に、減少幅が大きかったのは、「電気・ガス・熱供給・水道業」の141人(△6.6%)、「複合サービス」が120人(△3.0%)、「運輸業、郵便業」が120人(△2.8%)、「サービス業」が105人(△1.7%)等であった。(第2表)

第2表 産業別労働組合数及び労働組合員数

産 業	労働 組合数	労働 組合員数	構成比(%)		対前年増減数		対前年増減率(%)	
			組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
全 産 業	497	58,034	100.0	100.0	△ 2	△ 115	△0.4	△ 0.2
農 業、林 業、漁 業	2	22	0.4	—	0	2	0.0	10.0
鉱 業、採石業、砂利採取業	0	0	0.0	0.0	0	0	—	—
建 設 業	15	1,530	3.0	2.6	△ 1	10	△6.3	0.7
製 造 業	43	1,549	8.7	2.7	2	13	4.9	0.8
電気・ガス・熱供給・水道業	27	2,005	5.4	3.5	0	△ 141	0.0	△6.6
情 報 通 信 業	22	2,544	4.4	4.4	△ 1	163	△4.3	6.8
運 輸 業、郵 便 業	69	4,121	13.9	7.1	△ 1	△ 120	△1.4	△ 2.8
卸 売 業、小 売 業	36	6,016	7.2	10.4	0	△ 97	0.0	△ 1.6
金 融 業、保 険 業	41	5,463	8.3	9.4	0	0	0.0	0.0
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	5	251	1.0	0.4	0	△ 7	0.0	△ 2.7
学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	12	414	2.4	0.7	0	△ 12	0.0	△ 2.8
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	13	962	2.6	1.7	1	193	8.3	25.1
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	3	181	0.6	0.3	0	△ 16	0.0	△ 8.1
教 育、学 習 支 援 業	28	5,922	5.6	10.2	0	20	0.0	0.3
医 療、福 祉	38	5,705	7.7	9.8	0	△ 41	0.0	△ 0.7
複 合 サ ー ビ ス 事 業	43	3,869	8.7	6.7	0	△ 120	0.0	△ 3.0
サ ー ビ ス 業(他 に 分 類 さ れ な い も の)	9	5,921	1.8	10.2	0	△ 105	0.0	△ 1.7
公 務(他 に 分 類 さ れ る も の を 除 く)	89	11,436	17.9	19.7	△ 2	154	△ 2.2	1.4
分 類 不 能 の 産 業	2	123	0.4	0.2	0	△ 11	0.0	△ 8.2

- (注) 1. 「分類不能の産業」は、複数の産業の労働者で組織されている労働組合である。
 2. 「—」は、該当数値はあるが四捨五入の結果、表彰単位に満たない数値、又は算出できない数値である。

3 企業規模別（民営企業）の状況

民営企業の労働組合員数は、31,504人で、前年に比べ352人減少（△1.1%）した。

これを企業規模別にみると、1,000人以上規模が16,734人（全体の53.1%）と5割を超え、300～999人規模が4,440人（同14.1%）、100～299人規模が6,035人（同19.2%）、30～99人規模が2,529人（同8.0%）、29人以下規模が610人（同1.9%）、その他が1,156人（同3.7%）となっている。（第3表）

第3表 企業規模別（民営企業）労働組合数及び労働組合員数

企業規模	労働組合数	労働組合員数	構成比(%)		対前年増減数		対前年増減率(%)	
			組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
計	373	31,504	100.0	100.0	△1	△352	△0.3	△1.1
1,000人以上	104	16,734	27.9	53.1	1	△39	1.0	△0.2
300～999人	38	4,440	10.2	14.1	△1	△385	△2.6	△8.0
100～299人	85	6,035	22.8	19.2	2	203	2.4	3.5
30～99人	80	2,529	21.4	8.0	△1	△96	△1.2	△3.7
29人以下	56	610	15.0	1.9	△1	△13	△1.8	△2.1
その他	10	1,156	2.7	3.7	△1	△22	△9.1	△1.9

（注）「その他」は、複数の企業の労働者で組織されている労働組合である。

4 適用法規別の状況

適用法規別の労働組合員数をみると、「労働組合法」が37,196人（全体の64.1%）、次いで、「地方公務員法」14,738人（同25.4%）、「地方公営企業等の労働関係に関する法律（地公労法）」3,073人（同5.3%）、「国家公務員法」1,838人（同3.2%）、「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（特労法）」789人（同1.3%）、「船員法」400人（0.7%）の順となっている。

前年に比べ、増加幅が大きいものは「地方公務員法」の305人（2.1%）、次いで「地公労法」39人（1.3%）、逆に、減少幅の大きいものは、「労働組合法」の426人（△1.1%）、「国家公務員法」62人（△3.3%）となっている。（第4表）

第4表 適用法規別労働組合数及び労働組合員数

適用法規	労働組合数	労働組合員数	構成比(%)		対前年増減数		対前年増減率(%)	
			組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
計	497	58,034	100.0	100.0	△2	△115	△0.4	△0.2
労働組合法	381	37,196	76.7	64.1	△1	△426	△0.3	△1.1
特労法	4	789	0.8	1.3	△1	29	△20.0	3.8
地公労法	10	3,073	2.0	5.3	0	39	0.0	1.3
国家公務員法	33	1,838	6.6	3.2	1	△62	3.1	△3.3
地方公務員法	68	14,738	13.7	25.4	△1	305	△1.4	2.1
船員法	1	400	0.2	0.7	0	0	0.0	0.0

5 上部団体別の状況

上部団体別に労働組合員数をみると、「日本労働組合総連合会沖縄県連合会(連合沖縄)」は、41,478人で、昨年より492人増加(1.2%)しており、労働組合員数全体に占める割合(構成比)は71.5%で、前年に比べ1.0ポイント上昇した。

「沖縄県労働組合総連合(県労連)」は、4,288人で、171人減少(△3.8%)しており、構成比は7.4%で、前年よりも0.3ポイント低下した。

連合沖縄、県労連のいずれにも加盟していない「その他」は、12,268人で、436人の減少(△3.4%)、構成比は21.1%で、前年より0.7ポイント低下した。(第5表)

第5表 上部団体別労働組合数及び労働組合員数

上部団体	労働組合数	労働組合員数	構成比(%)		対前年増減数		対前年増減率(%)	
			組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
計	497	58,034	100.0	100.0	△ 2	△ 115	△0.4	△ 0.2
連合沖縄	332	41,478	66.8	71.5	4	492	1.2	1.2
県労連	43	4,288	8.7	7.4	△ 5	△ 171	△10.4	△ 3.8
その他	122	12,268	24.5	21.1	△ 1	△ 436	△0.8	△ 3.4

6 パートタイム労働者の状況

パートタイム労働者の労働組合への加入状況をみると、加入労働組合数は85組合、パートタイム労働組合員数は5,350人で、前年に比べ12組合増加(16.4%)し、パートタイム労働組合員数も167人の増加(3.2%)となっている。

労働組合員数全体に占めるパートタイム労働組合員数の割合(構成比)は9.2%で、前年に比べ0.3ポイント上昇し、また、推定組織率は3.9%と、前年より0.4ポイント低下した。(第6表)

第6表 パートタイム労働者の労働組合数、労働組合員数及び推定組織率の推移

年	労働組合数	労働組合員数	構成比(%)	短時間雇用者数	推定組織率(%)	対前年増減数		対前年増減率(%)	
						組合数	組合員数	組合数	組合員数
21	41	4,701	8.0	98,000	4.8	△ 7	636	△14.6	15.6
22	44	4,363	7.4	96,000	4.5	3	△ 338	7.3	△ 7.2
23	73	5,007	8.6	104,000	4.8	29	644	65.9	14.8
24	75	5,455	9.4	109,000	5.0	2	448	2.7	8.9
25	73	5,183	8.9	120,000	4.3	△ 2	△ 272	△2.7	△ 5.0
26	85	5,350	9.2	138,000	3.9	12	167	16.4	3.2

(注) 「短時間雇用者数」は、「労働力調査」の各年6月分の数値である。



平成 27 年度前期 技能検定受検案内

職業能力開発促進法に基づく国家検定制度の平成 27 年度前期技能検定を次のとおり実施します。

受検受付		平成 27 年 4 月 6 日(月)から 4 月 17 日(金)まで 沖縄県職業能力開発協会 〒900-0036 那覇市西 3 丁目 14 番 1 号 (TEL) 098-862-4278 (FAX) 098-866-4964 (URL) http://www.oki-vada.or.jp
実技試験	問題公表	平成 27 年 5 月 27 日(水)
	実施	平成 27 年 6 月 3 日(水)から 8 月 9 日(日)まで ★ 平成 27 年 6 月 3 日(水)から 9 月 8 日(火)まで
学科試験		平成 27 年 7 月 19 日(日) ★ 8 月 23 日(日)、8 月 30 日(日)、9 月 2 日(水)、9 月 6 日(日)
合格発表		平成 27 年 8 月 28 日(金) ★ 平成 27 年 10 月 2 日(金)

★写真を除く 3 級職種が対象

[実施職種]

○ 1・2 級 (26 職種 37 作業)

職種名	作業名	職種名	作業名
園芸装飾	室内園芸装飾作業	タイル張り	タイル張り作業
造園	造園工事作業	畳製作	畳製作作業
普通旋盤作業	普通旋盤作業	防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
	数値制御旋盤作業		アクリルゴム系塗膜防水工事作業
	フライス盤作業		シーリング防水工事作業
	マシニングセンタ作業		FRP防水工事作業
建築板金	内外装板金作業	内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	ダクト板金作業		鋼製下地工事作業
工場板金	打出し板金作業		
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て作業	熱絶縁施工	保温保冷工事作業
建設機械整備	建設機械整備作業	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
婦人子供服製造	婦人子供注文服製作作業	表装	壁装作業
家具製作	家具手加工作業	塗装	建築塗装作業
	いす張り作業		金属塗装作業
建具製作	木製建具手加工作業	広告美術仕上げ	広告面粘着シート仕上げ作業
印刷	オフセット印刷作業	写真	肖像写真デジタル作業
石材施工	石張り作業	フラワー装飾	フラワー装飾作業
とび	とび作業		
左官	左官作業		
ブロック建築	コンクリートブロック工事作業		

○ 単一等級(3 職種 3 作業)

職種名	作業名	職種名	作業名
路面標示施工	溶融ペイント・ハンドマーカ-工事作業	産 業 洗 浄	高圧洗浄作業
塗 料 調 色	調色作業		

○ 3 級(9 職種 12 作業)

職種名	作業名	職種名	作業名
園 芸 装 飾	室内園芸装飾作業	機 械 検 査	機械検査作業
造 園	造園工事作業	建 築 大 工	大工工事作業
機 械 加 工	普通旋盤作業	と び	とび作業
	数値制御旋盤作業	左 官	左官作業
	フライス盤作業	写 真	肖像写真作業
	マシニングセンタ作業	フ ラ ワ ー 装 飾	フラワー装飾作業



『平成 27 年度前期技能五輪沖縄県予選大会』 参加希望選手募集！

受付期間：平成 27 年 4 月 6 日(月) ～ 4 月 17 日(金)

青年技能者が技能レベルの日本一を競う技能五輪全国大会(平成 27 年 11 月頃予定)の沖縄県予選大会の参加希望選手を募集します。

1 競技職種

普通旋盤作業	左官作業
フライス盤作業	家具手加工作業
タイル張り作業	木製建具手加工作業
打出し板金作業	フラワー装飾作業
タイル張り作業	婦人子供注文服製造作業
配電盤・制御盤組立て作業	



第 52 回技能五輪全国大会(造園)

2 競技日程

競技課題公表 平成 27 年 5 月 27 日(水)
 競技日 平成 27 年 6 月 3 日(水)～9 月 8 日(火)
 (※期間中、競技ごとに定められた日)

3 参加資格

平成 4 年 1 月 1 日以降に生まれた者(23 歳以下)
 (※学歴、実務経験年数の制限なし)

4 選抜の方法

当該職種に係る技能検定 2 級の実技試験課題により競技を行う。

5 参加手数料

17,900 円

6 申込、お問い合わせ先

沖縄県職業能力開発協会
 〒900-0036 那覇市西 3 丁目 14 番 1 号
 (TEL) 098-862-4278 (URL) <http://www.oki-vada.or.jp/>

沖縄県ワーク・ライフ・バランス認証企業のご紹介

県では、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について企業の自主的な取組みを促し、労働者福祉の向上を図ることを目的に、仕事と生活の両立に取り組む企業を「ワーク・ライフ・バランス認証企業」として、認証しています。

これまで、50社が認証されており、新たに4社がワーク・ライフ・バランス認証企業に加わりましたので、それぞれの企業と取組みについて紹介します。

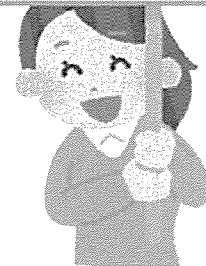
認証第51号 りゅうせき商事株式会社

平成26年9月19日 認証書交付式



りゅうせき商事株式会社様は、働きやすい環境の整備に加え、若年者の定着に向けても頑張っておられます。

会社全体で、若い職員を育てていこう、大事にしていこうという想いが感じられる素敵な企業さんです。



従業員が仕事と私生活を両立しながら、生き活きと働き続けられる職場の実現に向け活動してきた結果を評価していただき嬉しく思います。今後も引き続き、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んで参ります。

【代表取締役社長】 富原 加奈子

【所在地】 浦添市勢理客4丁目20番1号

【営業種目】 ・損害保険、生命保険の募集に関する代理店業務
・総合保険ショップ「びたっと保険センター」の運営
・auショップの経営
・フィットネスクラブカーブスの経営
・アスクル正規取扱販売店 など多数

【取組内容】 ・産前産後休暇取得期間は有給
・裁判員休暇、配偶者出産補助休暇（2日）が有給
・正社員及び契約社員を対象とした時差出勤制度あり
・小学校就学前の子を養育する社員も短時間勤務制度の対象
・育児休業及び介護休業終了後は、原則として原職または原職相当職への復帰が明記されている。
・年休の半日単位での取得が可能。

【PR】 ㈱りゅうせきのグループ会社として、平成6年に設立された弊社では、情報通信事業、保険事業、環境事業、健康事業と多岐にわたり業種を展開しております。社員の平均年齢も31歳と若く活気のある会社です。

今後も社員の働きやすい職場づくりに取り組んで参ります。

【代表取締役】 國 吉 眞 徹

【所在地】 那覇市西3丁目6番1号

【業 種】 宿泊業（ホテル）
※パシフィックホテル

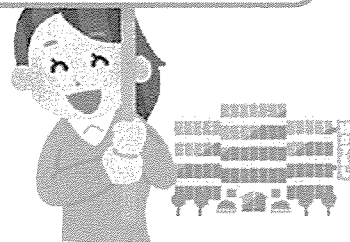
【取組内容】

- ・女性の育児休業取得率が100パーセント
- ・年次有給休暇の半日単位での取得が可能（所属長判断により、適宜時間単位での取得を認める）
- ・正規社員と有期契約社員の給与その他の待遇面が同じ
- ・定年後に嘱託員として再雇用している従業員について、給与その他の待遇を定年退職前と同じ水準としている。

【P R】 訪れるすべての人に安らぎと快適な時間を提供し、安心と信頼で最初に選ばれるホテルを目指しています。

パシフィック観光産業株式会社は、ホテル業界では県内2社目、観光業界では3社目の認証企業です。

正規社員、契約社員、嘱託員など働くすべての社員を大事にされている素敵な企業さんです。



これからも契約社員、正規社員、働くみんなが働きがいを感じられる職場づくりを目指したい!!
(認証式でのコメントより)



ワーク・ライフ・バランスに取り組むことでこんな効果が！

- 1 他の企業に企業に比べて、魅力が高く、優秀な人材の確保や定着が期待できます!
- 2 社員のやる気を引き出し、生産性が上がります!
- 3 業務の見直し・効率化が図れます!



認証第53号

社会福祉法人 大竹福祉会

大竹福祉会は、2つの保育園を経営しておられます。

園のお子さんはみんな笑顔でのびのびと遊んでおられ、働くみなさまもいきいきとされています。

一度退職されても、戻ってこられる環境整備も素晴らしい取り組みですね。



【理事長】 高江洲 和 男

【所在地】 那覇市曙二丁目8番13号

【業 種】 保育園 ※ おおたけ保育園、まつやま保育園2園の経営

【取組内容】 ・出産・育児を理由に退職した職員を積極的に再雇用する旨、就業規則に明記があり。
・採用されてすぐ、年次有給休暇(最大10日間)を付与している。
・誕生日休暇(有給)も全員が取得するよう、積極的に取得を促している。
・法人目標の1つに、ワーク・ライフ・バランスへの取り組みを盛り込み、全職員向けにセミナーを実施。など

【P R】 地域に密着し、社会貢献ができること、また子育ては親育てである考えは、ワーク・ライフ・バランスが根底にあると考える。
保育理念を全うできるよう、健康とワーク・ライフ・バランスに取り組んでまいります。

◆大同火災海上保険株式会社◆

今回の認証決定となった一つの取組みとして、女性の育児休業取得率が100%であることが評価されており、これまでの退職理由として出産や育児を理由としたものはない。育児休業を取得した従業員が安心して戻ってこられる環境を引き続き整えることに加え、今後は、戻ってきた従業員が活躍できる環境も整えたい。



◆大竹福祉会◆

法人の理念の1つである、ワーク・ライフ・バランスには1年かけて取り組んできた。今回実態に合わせた規程の整備や、セミナー開催等を行ったことが認証につながったと感じている。これからも残業0に取組み、工夫して楽しみながら働けたらいい。
※女性保育士からは、両立に向けていつも温かい配慮を頂いており働きやすく、本当にありがたく思っているとの意見もあった。

認証第54号

大同火災海上保険株式会社

【代表取締役社長】 上 間 優

【所在地】 那覇市久茂地1丁目12番1号

【業 種】 損害保険業

【取組内容】 ・女性の育児休業取得率が100パーセント
・育児休業または介護休業取得後は、原則として原職または原職相当職への復帰が明記されている。
・復帰する社員全員に対して、「職場復帰前オリエンテーション」を実施。
・法で93日まで取得が認められている介護休業について、最長で365日取得が可能。
・通常本人が負担する、介護休業期間中の社会保険料相当額を会社が支給。
・年次有給休暇及び看護休暇が半日単位で取得可能。

【P R】 大同火災は、地域に根ざした郷土企業として、一人ひとりに親身で丁寧な対応を通じて沖縄の皆様の安心と安全をサポートしていきたくと考えています。

大同火災海上保険株式会社さんは、男女比がおおよそ6:4で昔と比べて女性が多く入社してこられるそう。

育児休業等から復帰する女性社員がやる気を持って、仕事に向かえることができるよう、社として支えたいとおっしゃられていて、男性女性すべての社員のますますの活躍が期待できる企業さんです。



就職困難者の雇用に関心のある事業主の皆様へ!



雇用前の訓練で人材育成、雇用後は即戦力に!

職場適応訓練のご案内

職場適応訓練とは…?

一般的に就職が困難な求職者(身体障害者、知的障害者、精神障害者等)の方を作業環境に適応させることを目的に、事業主に委託して訓練を行う制度です。訓練終了後は当該事業所における常用雇用につなげることを目的にしています。(訓練の開始にあたっては公共職業安定所長の指示が必要です)

○本訓練を委託する対象事業主は、次の諸条件を満たし、知事が適当と認める事業主です。

- (1) 職場適応訓練を行う設備的余裕があること。
- (2) 指導員として適当な従業員がいること。
- (3) 原則として、労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること。
- (4) 労働基準法に規定する労働条件及び労働安全衛生法に規定する安全と健康を確保するために必要な条件が整備されていること。
- (5) 職場適応訓練修了後、訓練生を雇用する見込みがあること。

○訓練期間

6ヶ月間(重度障害者等、必要と認められる場合は最長1年間)

○訓練費及び訓練手当

訓練期間中、訓練生には訓練手当(月額106,000円程度)、事業所へは訓練費(月額24,000円程度)が支給されます。

※訓練期間中は沖縄県雇用推進員がサポートいたします。

本制度の概要は沖縄県雇用政策課にお問い合わせ下さい。



沖縄県商工労働部雇用政策課 TEL 098-866-2324 FAX 098-866-2349
<http://www.pref.okinawa.jp>

具体的な求人・求職は管轄ハローワークにお問い合わせ下さい。

ハローワーク那覇 TEL098-866-8609

ハローワーク宮古 TEL0980-72-3329

ハローワーク沖縄 TEL098-939-3200

ハローワーク八重山 TEL0980-82-2327

ハローワーク名護 TEL0980-52-2810

「働き方改革」の実現に向けた 取組に関する要請を行いました!!

地域における働き方をめぐっては、昨年6月24日に閣議決定した『「日本再興戦略」改訂2014-未来への挑戦-』において、「働き方改革の実現」が掲げられ、また、昨年11月28日に施行された「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）の基本理念として、「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること」などが掲げられたところです。

そこで、働き方改革の実現に向けた取組を強化するため、沖縄労働局においては、昨年12月26日、全国に先駆けて、沖縄労働局長を本部長とする『沖縄労働局「働き方改革」推進本部』を設置し、所定外労働時間の削減、休暇の取得促進、正規雇用の拡大など、「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化に取り組むこととしたところです。

その取組の一環で、地域の気運醸成を図るため、平成27年2月4日、那覇第2地方合同庁舎において、主要な労働団体及び使用者団体の代表に対して、谷沖繩労働局長と翁長沖縄県知事から、「働き方の見直し」として、長時間労働の縮減、年次有給休暇の取得促進等、それぞれの実情に応じた取組を推進していただくよう要請しました。

〈使用者団体あて〉

「働き方改革」の実現に向けた取組に関する要請書

デフレからの脱却に向けて経済の好循環を実現するため、労働者の意欲や能力が一層発揮され、労働生産性を向上させていくこと、また、女性をはじめとするすべての人々が、健康で安心して働くことができるよう、多様で柔軟な働き方を実現することが重要です。

こうした中、沖縄においては、いわゆる正社員等一般労働者の総実労働時間は依然として2,000時間を超える値で推移しており、また、常用雇用労働者の年次有給休暇の取得率も、50%前後で推移しており、決して高い水準にあるとはいえないものと考えております。

地域における働き方をめぐっては、昨年6月24日に閣議決定した『「日本再興戦略」改訂2014-未来への挑戦-』におきまして「働き方改革の実現」が掲げられ、また、昨年11月28日に施行された「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）の基本理念として、「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること」などが掲げられたところです。

そこで、働き方改革の実現に向けた取組を強化するため、沖縄労働局においては、昨年12月26日、全国に先駆けて、沖縄労働局長を本部長とする『沖縄労働局「働き方改革」推進本部』を設置し、所定外労働時間の削減、休暇の取得促進、正規雇用の拡大など、「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化に取り組むこととしたところです。

また、沖縄県においても、県の施策全般に通底する重点テーマとして、県民所得の向上、雇用の質の向上に丁寧に取り組むことを位置づけており、正規雇用化や処遇改善の促進に取り組んでいるところです。

労働者の心身の健康確保、優秀な人材の確保・定着、仕事と生活の調和、女性の活躍促進、働き方に時間的・地域的制約を伴う人々が職業キャリアを継続し能力発揮できる環境の整備などに向けて、これまでの働き方を見直すことが求められています。

各々の企業においては、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行を変え、定時退社や年次有給休暇の取得促進等、それぞれの実情に応じた取組を行うことが望まれるとともに、企業トップの発意による自主的な取組が不可欠です。

つきましては、貴団体におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。



団体への要請風景



経営者協会 安里会長へ要請書手交



商工会議所連合会 國場会長へ要請書手交



商工会連合会 照屋会長へ要請書手交



中小企業団体中央会 津波古会長へ要請書手交



中小企業家同友会 小波代表理事へ要請書手交



労働基準協会 古波津会長へ要請書手交



連合沖縄 大城会長へ要請書手交

その病気、その症状は アスベスト 石綿が原因かもしれません

ご家族に肺がんや中皮腫
などで亡くなられた方は
いませんか？

息切れ、胸が苦しい
などの症状が出ていませんか？

石綿による疾病と認定された場合、各種給付を受けることができます。

◆石綿（アスベスト）による疾病

- ▶石綿は、極めて細い繊維で、熱や摩擦などに強く、丈夫で変化しにくいという特性を持っていることから、過去に石綿が大量に輸入され、さまざまな工業製品に使用されてきました。
- ▶このため、石綿の輸入業務に関わった方や石綿製品を取り扱う事業（例：建設業、造船業）で仕事をしたことのある方は、石綿を吸い込んだ可能性が高いと言えます。
- ▶石綿を吸い込むことにより発症する疾病には、①中皮腫、②肺がん、③石綿肺、④びまん性胸膜肥厚、⑤良性石綿胸水などがあり、呼吸器系の症状がよく現れます。
- ▶石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。（例えば、中皮腫の場合、その多くが35年前後という長い潜伏期間の後に発症するとされています。）

◆石綿が原因で病気になった場合の補償・救済制度

あなた（または亡くなったご家族）について、医師から「石綿（アスベスト）が原因の病気です」と言われたら…

※石綿が原因の病気になっていなくても、過去に石綿に関する職歴がある場合などは、年2回無料で健康診断を受診できる「石綿健康管理手帳」の交付を受けられる場合があります。

はい

あなた（または亡くなったご家族）は、仕事で石綿を取扱ったことがありますか？

はい

あなた（または亡くなったご家族）は、労働者または労災保険の特別加入者ですか？

はい

労災保険制度による「労災保険給付」
石綿健康被害救済法による「特別遺族給付金」
を受けられる場合があります。

沖縄労働局労災補償課 ☎ 098-868-3559
またはお近くの労働基準監督署へ

いいえ

いいえ

石綿健康被害救済制度による「救済給付」を受けられる場合があります。

(独) 環境再生保全機構
(フリーダイヤル) 0120-389-931

訓練受講で
つながる就職

仕事をお探しの皆さまへ

公的職業訓練を受けてみませんか!

ハローワークでは、早期再就職を実現するための公的職業訓練の受講あっせんを実施。

「未経験の仕事に挑戦したい」「資格を取って就職につなげたい」・・・など 就職に必要な技能・知識を身につけるため多くの方が訓練を受講しています。



まずは、
ハローワーク
窓口で
職業相談を

職業訓練

ハローワーク
の就職支援

早期就職

職業訓練受講給付金
(一定の要件あり)

ホームページの職業訓練情報ページもごらんください。

ハローワーク窓口への相談は、
お早めに!

パートタイム労働法が変わります

平成27年
4月1日
施行

パートタイム労働者の公正な待遇を確保し、納得して働くことができるようにするため、平成27年4月1日から、パートタイム労働法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）や施行規則、パートタイム労働指針が変わります。

（主な改正は次のとおりです。）

●パートタイム労働者の公正な待遇の確保に関する改正

- （1）正社員と差別的取り扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大（法第9条関係）
- （2）パートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない（法第8条関係）

●パートタイム労働者の納得性を高めるための措置

- （1）パートタイム労働者を雇い入れたときの事業主による説明義務の新設（法第14条第1項関係）
- （2）説明を求めたことによる不利益取扱いの禁止（指針第3の3の(2)関係）
- （3）パートタイム労働者からの相談に対応するための体制整備の義務の新設（法第16条関係）
- （4）雇い入れ時の相談窓口の明示（施行規則第2条関係）

●パートタイム労働法の実効性を高めるための規定の新設

- （1）厚生労働大臣の勧告に従わない事業主の公表制度の新設（法第18条の2項関係）
- （2）虚偽の報告などをした事業主に対する過料の新設（法第30条関係）

●照会先● 沖縄労働局 雇用均等室 電話：098-868-4380

平成27年4月から 次世代育成支援対策推進法が変わります



←新くるみんマーク

1. 次世代育成支援対策推進法（次世代法）とは？

企業に、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するための計画（一般事業主行動計画）をつくることを求めている法律です（常用労働者101人以上の企業は義務）。

2. どういうところが変わるの？

主なポイントは以下のとおりです。

- ①法律の有効期限が平成27年3月31日まで10年間延長されました。
そのため平成27年3月31日までに計画期間が終了する行動計画を策定している、常用労働者101人以上の企業は、新たな行動計画を策定し、4月1日までに沖縄労働局雇用均等室に策定した旨届け出なければなりません。併せて行動計画の公表及び従業員への周知も義務となっています。（100人以下企業は努力義務）
- ②企業が一般事業主行動計画の策定・届出を行い、一定の基準を満たすと厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けられます。今回くるみん認定基準が改正されるとともに、すでにくるみん認定を取得し自主的に取り組んでいる企業を対象とした、プラチナくるみん認定基準が新たに設けられ、プラチナくるみん認定が始まります。

☆企業のみなさまには、引き続き行動計画を策定・届出いただき、仕事と子育ての両立しやすい職場環境整備へのお取り組みをお願いします。

お問い合わせは沖縄労働局雇用均等室（電話 098-868-4380）まで

お互いの絆を照らす 労働条件通知書の書面交付

- ✓ 労働者を採用するときは、労働条件通知書を必ず交付しましょう。
- ✓ 事業場に採用されたら、交付された労働条件通知書を確認しましょう。



3月は
「労働条件明示・書面交付強化月間」

沖縄労働局・労働基準監督署・ハローワーク

平成26年取扱事件の概況について

今回は、平成26年に当委員会で取り扱った事件（不当労働行為の審査、労働争議の調整及び個別労働関係紛争のあっせん）の概況について、ご紹介します。

1 不当労働行為の審査

平成26年に取り扱った不当労働行為事件は6件で、うち4件は次年に繰り越しとなっています。審査の実施状況については、下記のとおりです。

平成26年12月31日現在

事件番号	事件番号及び事件名	申立事項	申立年月日	終結状況	調査回数	審問回数	審問の期間 の日数
			終結年月日				
1	平成25年(不)第1号 琉球大学事件	・団体交渉応諾 ・謝罪文の掲示等 ・支配介入の禁止	H25. 3. 13	命令 (一部救済)	4回	2回	353日 (12か月)
			H26. 2. 28				
2	平成25年(不)第2号 沖縄セメント工業㈱事件	・団体交渉応諾 ・謝罪文の掲示	H25. 3. 22	棄却	4回	1回	364日 (12か月)
			H26. 3. 20				
3	平成25年(不)第3号(福) 沖縄県身体障害者福祉協 会(太希おきなわ)事件	・現職復帰 ・バックペイ ・損害賠償 ・謝罪文の掲示	H25. 3. 26	次年繰越	2回	-	係属中
			-				
4	平成25年(不)第4号 (株)宮古毎日新聞社事件	・団体交渉応諾	H25. 11. 20	次年繰越	3回	-	係属中
			-				
5	平成26年(不)第1号(有) 協同リネンサービス事件	・現職復帰 ・バックペイ ・団体交渉応諾 ・謝罪文の掲示	H26. 10. 15	次年繰越	-	-	係属中
			-				
6	平成26年(不)第2号(福) 祐愛会宮古の里事件	・不利益取扱いの禁止 ・謝罪文の掲示	H26. 10. 24	次年繰越	-	-	係属中
			-				

※ 審査期間の日数は、申立日(当日含む。)から終結日までの所要日数である。

2 労働争議の調整

平成26年に取り扱った調整(あっせん)事件は6件で、うち1件は使用者からの申請で、残り5件は労働者からの申請となっています。

(1) 取扱件数

係属件数			終結状況					次年 繰越
前年繰越	新規申請	計	解決	打切	取下	不開始	計	
0	6	6	4	1	0	0	5	1

(2) 調整事項別件数(新規申請分)

協約締結・全面改定	協約効力・解釈	賃金等 (賃金増額、一時金等)	組合承認・ 組合活動	団交促進	その他
2	1	4	2	3	2

注)申請は複数の調整事項を有することがあるため、申請件数とは一致しない。

(3) 業種別申請件数(新規申請分)

製造業	情報通信業	運輸業	その他	計
1	1	2	2	6

3 個別労働関係紛争のあっせん

平成26年に取り扱った個別労働関係紛争あっせん事件は6件で、うち2件は使用者からの申請で、残り4件は労働者からの申請となっています。

(1) 取扱件数

係属件数			終結状況					次年 繰越
前年繰越	新規申請	計	解決	打切	取下	不開始	計	
0	6	6	1	1	0	1	3	3

(2) 調整事項別件数(新規申請分)

経営又は人事 (解雇、懲戒等)	賃金等 (賃金未払、一時金等)	給与以外の労働条件 (その他の労働条件)	職場の人間関係 (セハラ、パワハラ等)	その他
3	4	1	1	1

注)申請は複数の調整事項を有することがあるため、申請件数とは一致しない。

(3) 業種別申請件数(新規申請分)

技術サービス業	運輸業	建設業	その他	計
1	1	1	3	6

お問い合わせ先

沖縄県労働委員会事務局(県庁2階) TEL :098-866-2551
ホームページ:インターネットで「沖縄県労働委員会」と入力し検索
Eメール:aa160008@pref.okinawa.lg.jp

年休の消化と退職時期

● 相談内容 ●

退職時に残っている年休を全部使われると、引継ぎの日が取れなくなってしまうのですが。従業員Aに、8月1日に書面で、「9月30日付けで解雇をする。8月31日までは事務引継ぎのために勤務をし、9月いっぱい未取得の年休を消化するように」と通知しました。

ところが、後日、Aは、「次の就職先が決まって9月1日から勤務をすることになったので、未消化の年休を買い上げるように」と申し入れてきました。当社は年休の買上げは一切しない方針ですし、これまでも買い上げた実績はなく、就業規則や内規にも年休の買上げについて定めたものではありません。

よって、Aの申出を断りましたが、Aは、「それなら、8月中に全ての年休を消化する」と言っています。どうしたら良いでしょうか。

● 相談回答 ●

ポイント

使用者に年休を買い上げる義務はなく、ご相談の場合も、年休の買上げに応じる必要はありません。

しかし、Aさんの、「残った年休は8月中に消化するので、退職まで年休を取得する」との請求を拒むことはできません。どうしてもAさんに引継ぎ等の残務処理を求めらるれば、何らかの代償措置を講ずる必要があります。

☆年休買上げの可否

原則として年休を買い上げることができないこと、従業員の解雇等による退職が予定されている場合には、退職後への時季の変更の余地がないため、その請求に応じなければならないことが多いのです。

ご相談的事案では、貴社は当月8月中の残務処理と事務引継ぎを期待していたのではないかと思います。会社側としては、従業員が勝手に退職日を前倒しにして8月中に年休を消化することで、当然なすべき業務を遂行できないような事態が生じることに積然としないと感じられるかもしれません。それでも、Aさんが8月中に年休を消化するとして請求した場合には、付与しないと労働基準法第39条違反となってしまいます。

Aさんは、9月には勤務できないことがはっきりしていますが、この場合に、会社は、Aさんに年休を与えない方向で処理しては違反となります。

☆従業員からの退職の意思表示とみるか

Aさんは、貴社からの解雇予告後、9月1日から勤務予定の再就職先を見つけたため、8月中に年休を消化したいと申し出ています。これは、年休を消化した上で、8月末付けで退職したいというAさんからの労働契約の解約の意思表示と考えられます。

Aさんとの労働契約が期間の定めのないものであれば、Aさんはいつでも貴社に対して退職の申入れをすることができ、原則として申入れの日から2週間を経過すれば、労働契約は終了します（民法第627条第1項）。

なお、月給者が月末で退職するには、当月の前半までに退職を申し入れなければならないとされています（同法同条第2項）。この規定に従えば、8月末で退職するには、8月の前半までに申し出る必要があります。

いずれにしても、会社としては、退職日までの期間を年休で充てることを拒めませんし、引継ぎ業務のために、9月から再就職先へ勤務することが決まっているAさんの退職日を遅らせることは難しいでしょう。

また、どうしてもAさんに引継ぎ業務をしてほしいというのであれば、何らかの代償措置（例えば別途、有償で引継ぎをしてもらうなど）を講ずることも必要です。

沖縄県労働経済指標

項目 年月	常用労働者(規模5人以上)				失業者 数 (沖縄県)	完全 失業率 (沖縄県)	一般職業紹介状況(沖縄県)				消費者物価指数 H22=100	
	一般労働者		パートタイム労働者				有効			就職件数	那覇市	全国
	全国	沖縄県	全国	沖縄県	求職者数	求人数	求人倍率					
平成15年	千人 33,213	人 260,403	千人 9,685	人 53,843	千人 49	% 7.8	人 31,037	人 11,220	0.36	2,253	100.0	100.7
16年	28,921	277,660	9,470	77,476	49	7.6	32,501	12,979	0.40	2,464	100.1	100.7
17年	32,188	273,547	10,907	93,239	51	7.9	34,890	15,016	0.43	2,485	99.3	100.4
18年	32,445	271,386	11,089	98,683	50	7.7	33,741	15,454	0.46	2,560	99.1	100.7
19年	32,714	271,242	11,558	98,024	47	7.4	32,351	13,697	0.42	2,463	99.5	100.7
20年	33,216	278,941	11,738	92,260	48	7.4	30,790	11,574	0.38	2,178	101.6	102.1
21年	32,068	284,657	12,008	103,037	50	7.5	34,878	9,902	0.28	2,017	100.8	100.7
22年	31,861	277,746	12,284	112,022	51	7.6	37,416	11,567	0.31	2,079	100.0	100.0
23年	31,907	273,713	12,525	117,855	47	7.1	44,093	12,924	0.29	2,088	99.9	99.7
24年	32,591	274,754	13,166	119,329	46	6.8	36,526	14,515	0.40	2,176	99.6	99.7
25年	32,548	274,827	13,581	121,257	39	5.7	32,533	17,212	0.53	2,179	100.0	100.0
25年12月	32,504	275,627	13,957	124,547	31	4.5	28,122	17,140	0.61	1,735	100.5	100.9
26年1月	32,475	273,618	13,831	124,481	33	4.8	28,892	18,360	0.64	1,618	100.4	100.7
2月	32,451	276,046	13,736	121,911	32	4.7	30,145	20,628	0.68	1,991	100.4	100.7
3月	32,380	270,838	13,648	117,358	35	5.2	31,830	22,488	0.71	3,077	100.6	101
4月	32,902	280,206	13,709	117,475	39	5.8	33,238	20,950	0.63	2,946	102.5	103.1
5月	32,974	277,950	13,838	119,311	36	5.4	32,040	19,497	0.61	2,389	102.9	103.5
6月	33,056	277,408	13,927	121,031	36	5.2	30,541	19,224	0.63	2,166	102.8	103.4
7月	33,065	273,372	14,037	129,303	41	6.0	29,587	20,243	0.68	2,091	103.1	103.4
8月	33,041	272,547	14,031	129,066	45	6.6	29,034	21,054	0.73	1,859	103.7	103.6
9月	32,984	274,299	14,073	125,255	41	6.1	29,119	21,817	0.75	2,141	104.0	103.9
10月	32,975	275,380	14,104	124,185	34	4.9	29,100	22,022	0.76	2,267	103.8	103.6
11月	32,998	274,188	14,201	127,064	36	5.2	27,737	20,715	0.75	1,674	103.3	103.2
資料 出所	県 統 計 課					沖 縄 労 働 局					県統計課	

項目 年月	労働時間の動き						賃金の動き					
	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		現金給与総額		定期給与		特別給与	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県
平成15年	153.8	158.3	141.7	148.4	12.1	9.9	円 389,664	円 318,438	円 307,471	円 257,227	円 82,193	円 61,211
16年	153.3	154.1	140.9	144.8	12.4	9.3	376,964	281,400	299,380	235,425	77,584	45,975
17年	152.4	153.5	140.0	145.3	12.4	8.2	380,438	275,214	300,918	232,352	79,520	42,862
18年	153.5	155.3	140.6	147.0	12.9	8.3	384,401	278,588	302,746	234,846	81,655	43,742
19年	154.2	152.4	140.8	144.3	13.4	8.1	377,731	299,015	299,782	247,936	77,949	51,079
20年	153.0	152.0	140.1	143.9	12.9	8.1	379,497	297,971	300,694	247,577	78,803	50,394
21年	147.3	152.2	136.4	141.8	10.9	10.4	355,223	283,652	288,478	240,782	66,745	42,870
22年	149.8	151.7	137.8	142.1	12.0	9.6	360,276	272,493	291,210	233,064	69,066	39,429
23年	149.0	150.7	137.1	141.2	11.9	9.5	362,296	275,343	291,783	233,892	70,513	41,457
24年	150.7	150.6	138.5	141.0	12.2	9.6	356,649	264,102	289,794	224,699	66,855	39,403
25年	149.3	150.4	136.9	140.6	12.4	9.8	357,977	264,330	289,150	226,907	68,827	37,423
25年12月	148.8	150.4	135.5	140.1	13.3	10.3	655,363	449,924	289,808	227,928	365,555	221,996
26年1月	141.6	145.8	129.1	135.4	12.5	10.4	298,937	229,581	287,768	227,855	11,169	1,726
2月	145.3	145.7	132.7	135.5	12.6	10.2	292,084	229,804	288,502	224,992	3,582	4,812
3月	147.3	152.1	133.9	140.4	13.4	11.7	310,777	251,296	291,439	233,053	19,338	18,243
4月	153.5	157.0	140.1	146.4	13.4	10.6	306,807	237,869	294,925	233,831	11,882	4,038
5月	147.5	149.6	135.0	139.4	12.5	10.2	301,208	230,206	290,762	229,129	10,446	1,077
6月	152.9	152.1	140.5	142.2	12.4	9.9	542,093	373,181	291,947	231,229	250,146	141,952
7月	155.6	152.5	143.0	141.9	12.6	10.6	423,174	285,702	291,859	230,315	131,315	55,387
8月	145.2	151.0	133.2	140.8	12.0	10.2	302,373	243,216	290,671	229,895	11,702	13,321
9月	148.2	149.6	135.8	140.0	12.4	9.6	298,197	229,606	291,686	229,111	6,511	495
10月	153.7	152.0	140.9	142.6	12.8	9.4	299,584	233,718	292,851	232,514	6,733	1,204
11月	149.1	147.9	136.1	137.8	13.0	10.1	312,692	235,382	292,376	232,073	20,316	3,309
資料 出所	県 統 計 課											

注) 有効求人倍率 年平均は原数値 月別は季節調整値

注) 賃金の動き、労働時間の動きの事業所規模は30人以上

注) 平成16年12月以前の季節調整値は新季節指数により改訂



「労働おきなわ」129号 ²⁰³ (琉球労働から通巻203号)

2015年3月31日発行

編集・発行／沖縄県商工労働部労働政策課
〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2
TEL(098)866-2366
FAX(098)866-2355

<http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/rosei/index.html>

発行人／伊集直哉
印刷所／文字工房 ポスト
〒901-1111 南風原町字兼城631-1
TEL(098)889-6266
FAX(098)888-2297
